

平成 29 年 3 月 3 日

都道府県士会 生涯教育制度担当者
生活行為向上マネジメント推進プロジェクト委員会
推進委員 各位

一般社団法人 日本作業療法士会
会 長 中村 春基
教育部 部 長 陣内 大輔
生活行為向上マネジメント推進プロジェクト担当理事 土井 勝幸
生活行為向上マネジメント推進プロジェクト委員会
委員長 谷川 真澄

暫定ファシリテーター措置継続のお知らせ

日頃は、各士会におきまして、生涯教育制度運営および MTDLP 推進にご理解とご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、MTDLP 研修における暫定ファシリテーターは、平成 28 年度の MTDLP 事例検討会運営のために、平成 28 年度に限って暫定的に置く措置として、平成 28 年 4 月に MTDLP 推進委員に向けその趣旨と手続きについてご説明しました。平成 28 年度中に暫定ファシリテーターから多くの MTDLP 指導者が各士会に誕生することを想定した措置でしたが、ご存知の通り、事例審査が困難な状況が続き、平成 28 年度中に MTDLP 事例報告をしていただいたほとんどの暫定ファシリテーターが、現在も事例審査中か、審査待ちとなっている状況です。結果、平成 29 年度も士会における MTDLP 事例検討会のファシリテーター要件者が不足して、MTDLP 事例検討会の計画・運営に影響を及ぼすと考えられます。

平成 28 年度より生涯教育制度に MTDLP 研修制度が位置付けられ、生涯教育制度現職者共通研修「10. 事例報告」の発表機会の中に「MTDLP 研修内の事例検討会時の発表」が加わり拡張されました。結果、「MTDLP 研修内の事例検討会時の発表」を MTDLP 生涯教育制度現職者共通研修「10. 事例報告」とする場合は、その発表(報告)時のファシリテーターは、生涯教育制度現職者共通研修「10. 事例報告」ファシリテーター要件(生涯教育制度基礎研修修了者)を満たす必要があります。つまり、MTDLP 指導者であっても個々の発表によっては、ファシリテーターが担えないということです(このような指導者の方は生涯教育制度基礎研修修了を目指すようお願いしているところです)。

上記の状況から、平成 29 年度も引き続き暫定ファシリテーター措置を継続することとします。

(別紙)「平成 29 年度 MTDLP 研修暫定ファシリテーター措置の概要」をご確認いただき、平成 29 年度の生涯教育制度、MTDLP 研修を運営していただきますようお願い申し上げます。

(別紙) 平成 29 年度 MTDLP 研修暫定ファシリテーター措置の概要

1. 暫定ファシリテーターの要件

MTDLP 実践者研修修了者であって以下の基準を満たすもの

- ①. 生涯教育制度基礎研修修了者
- ②. 士会の推薦が得られること
- ③. MTDLP 指導者を目指すこと (努力義務)

※①～③の要件を満たすことを示す「暫定ファシリテーター推薦者名簿」(以下推薦者名簿)を提出すること

※士会規模、地域性を考慮し、暫定ファシリテーター数は、士会毎の判断で最大で5名までとする。

(5人を超える人数の必要がある場合はその理由をもって事務局にご相談ください)

2. 暫定ファシリテーター推薦の手順とスケジュール

3月～5月	①暫定ファシリテーターの必要性の検討(計画に基づいた必要数) ②要件を満たす暫定ファシリテーターの候補選出 ③暫定ファシリテーター候補者への打診と承諾 ④推薦者名簿の作成と協会事務局への提出
5月末までに	★推薦者名簿を協会事務局へ提出
6月以降	暫定ファシリテーターを推薦する場合は、再度推薦者名簿一覧を提出

3. その他

- 平成 29 年度暫定ファシリテーターの運用は平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の期間とします。
- 推薦者名簿提出までの暫定ファシリテーターの活用も、活用時点で要件を満たしていれば認められます。
- 推薦者名簿をもって推薦状とします。
- 推薦者名簿はプリントアウトして使用して下さい。士会長の署名捺印が必要です。初めての提出は推薦者名簿 1 行目()内「初回」に○をつけて下さい。
- 推薦者名簿は、例にならってご記入ください。
- 推薦者名簿内、「平成 29 年度内に指導者を目指す意思の有無」は推薦者名簿に記入する旨を伝えたと上で、本人に意思を確認して下さい。
- 暫定ファシリテーターを追加する場合は、再度名簿(全員)を提出してください。推薦者名簿 1 行目()内「追加」に○をつけて下さい。
- 推薦者名簿は士会長の署名捺印の上、下記まで郵送してください。

【郵送先】 〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル7階
一般社団法人日本作業療法士協会 MTDLP 事務局